

「一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の推進」事業の導入時の考え方

「一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の推進」事業の導入の考え方

訓練機会の地域的偏在を解消するための職業能力開発の推進

【趣旨】

障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校で受け入れることが困難な障害者を対象として概ね地域ブロック毎に17都道府県（全19校）に設置されている。

しかしながら、障害者が地域での自立した生活を可能とするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、利用者側の立場にたった支援を行うためには、可能な限り障害者の居住する地域で訓練機会が提供される必要がある。近時、知的障害者の職域の拡大とともに知的障害者等の就労支援の必要性も高まっている。

このような状況下で、障害者の職業能力開発機会の地域的偏在を解消するとともに、地域における障害者の訓練機会を拡充するため、障害者職業能力開発校の設置されていない県において、一般の職業能力開発校をモデル校として指定し、障害者の職業能力開発に重点的に取り組むことによって、一般の職業能力開発校では受入が困難な障害者の職業訓練環境整備を図っていくこととする。

また、モデル事業実施県に障害者職業訓練アドバイザーを配置し、モデル校の一般職業能力開発校での訓練コース設置・運営の円滑化を図るとともに、モデル校以外の一般職業能力開発校や、授産施設などの地域における民間施設等に、障害者訓練のノウハウを提供し、地域内での障害者訓練の拠点整備を図る。

【事業の概要】

障害者に対する公共職業訓練の機会が提供されていない地域において、一般の県立職業能力開発校を、就業を希望する知的障害者等に訓練機会（普通課程1年）を提供するモデル校として指定し、一般の職業能力開発校での受け入れを促進することにより、障害者の職業能力開発機会の拡大を図る。